

高等司法研究科 法律文書練成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
行政法			

評価(ABCD)

A

本案勝訴要件を適切に挙示できており、素晴らしいと思いました。

時間や問題文との関係で、(2)の記載がどこまで必要かは検討の余地があると思いました。

1. 温泉掘削許可の義務付け訴訟。本案勝訴要件が認めら
れるためには、A社はどのような主張をするべきか。
2. (1) 温泉掘削許可は、本件申請に対して与えられるもの
(法3条1項)から、Bは、申請型義務付け訴訟(行政事
件訴訟法(以下、行訴法)3条6項2号)を提起すると
考へる。3. (2) 本件処分、取消訴訟と併合提起さ
れる。3. (2) 本件勝訴要件が認められるためには、
① 本件処分、取消訴訟に理由があること認められ、かつ、
② 本件行政行為が本件~~申請~~に~~基づき~~な~~る~~ことか、根拠法令より
明らかであること認められ、又は、行政行為が本件~~申請~~に~~基づき~~な~~る~~
ことか、裁量権の~~濫用~~逸脱・濫用となることか認められ
ることか必要である(行訴法27条、3条5項)。
- 12) なお、本件処分には温泉掘削許可をすることか~~で~~な~~い~~
という法的効果があり、処分性が認められる。A社は
本件処分、~~原告~~名宛であるから原告適格(行訴法9条1項)
が認められ、本件再処分は取り消さるべきであらう。
また、訴訟の利益も認められる。被告は、甲府知事~~に~~所属する
甲府県(行訴法11条1項1号)、出訴期間も~~経過~~しておらず、
(同法14条1項)、取消処分、訴訟要件を満たす。また、取
消訴訟と併合提起されており、義務付け訴訟、訴訟要件
も満たす(同法27条、3条3項2号、同条1項2号)。
3. (1) 要件の1について
まず、本件取消訴訟に理由があるか検討する。取消
訴訟に理由があると言ふためには、本件処分が違法
であることか~~必要~~必要である。
4. (2) 法4条を見ると、都道府県知事は、法3条1項の許可
申請があったとき、申請が法4条1項各号のいずれかに

1 ページ

裏面へ

効果裁量はない旨の指摘は適切です。

1号、3号以外に該当しない旨の指摘も素晴らしいです。

3号に関する検討も適切で、特に指摘することはないように思いました。ただ、最初の部分で要件裁量に関する記載がありますが、1号についても要件裁量はあるのでは？という点は少し気になりました。

2 ページ

該当する場合を除き、法3条1項、許可となつたは「なら
ない旨を定めている(法4条1項柱書)。「しなつたは」ならな
い文言より、効果裁量は許認めしなかつた。なつて考へる。
~~3(1)~~ まず、本件申請、審議において、本件申請が法4条1項
2号に該当しないを判断したところ。また、甲県知事は、入
居する社員が以前に温泉掘削許可の取消処分や法違反
による罰金を受けつていないことを確認しているから、法4条
1項 4号、5号、6号に該当しないことも明らかである。
次に意見①に、次に法4条1項1号について意見
①の2。今後許可申請が相次ぎ、その許可あり、
温泉の枯渇のおそれがある旨が述べられている。しか
し、1号については、「当該申請に係る掘削が…影響を
及ぼすと認めるとき」と規定されており、今後の申請に
よる影響を考慮すべきである。よって、1号には
該当しない。
次に、同項3号である。3号とは、「公益を害するおそれ
があるとき」という不確定概念が用いられている。また、その
判断には専門的な知識が必要であるから、3号に該当す
るかについて、甲県知事は要件裁量を認めざる。い
「前2号に掲げるときは」とあり、広範な裁量を認める。
前2号の意味がわからないう。そこで、前2号、3号に
照らして見る程度であることが必要である。
本件では、意見①にて温泉の枯渇を招くおそれがある
としているが、本件申請の許可、許可申請の増加、温泉の
枯渇を合理的に補償する根拠は存在しない。今後、
枯渇のおそれがあるが現実化したときに、不許可にすれば足りる。
また、意見②にて、自然環境への悪影響のおそれがある
としている。しかし、法1条では、温泉の保護、温泉の採取
等に伴って発生する可然性天然ガスによる災害防止、温
泉の利用の適正化、公共の福祉の増進への寄与を法9

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
行政法			

	目的により、自然環境への影響は、法4条1項3号の「公益」には含まれないと考えるべきである。よって、3号にも該当しない。本件申請が
5	(4) しかし、法4条1項各号のいずれにも該当しないにもかかわらず、甲県知事は、本件申請を不許可とした。甲県知事には効果裁量は認められるから、本件申請を許可しなかつたはならず、不許可とす。本件処分は、法4条1項柱書に反し違法である。以上より、取消訴訟に理由がある(4)。
10	4(4) 事件②について。
	(1) 上述通り、本件申請は、法4条1項各号のいずれにも該当しない。また、A社は甲県に土地を所有しており、土地を掘削して使用する権利を有する(法1条2項)。
15	よって、上述通り、甲県知事には、効果裁量は認められる。よって、甲県知事は、本件申請を許可すべきことか、温泉法、規定より、明らかである。(2)。
20	(2) さらに、本件処分理由より、意見の②が導かれる。今後、許可申請の増加による温泉の枯渇、おそれや、自然環境への影響があることは、本件申請が法4条1項1号3号に該当するかを判断するにあたり、考慮すべき事項であることは、上述した通りである。よって、甲県知事は、本件申請を許可しないことは、裁量権の濫用である(4)。
25	よって、甲県知事は、本件申請を許可しないことは、裁量権の濫用である(4)。
5.	したがって、事件の②をどうも充足することから、本案勝訴要件が認められる。

6.

~~4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100. 101. 102. 103. 104. 105. 106. 107. 108. 109. 110. 111. 112. 113. 114. 115. 116. 117. 118. 119. 120. 121. 122. 123. 124. 125. 126. 127. 128. 129. 130. 131. 132. 133. 134. 135. 136. 137. 138. 139. 140. 141. 142. 143. 144. 145. 146. 147. 148. 149. 150. 151. 152. 153. 154. 155. 156. 157. 158. 159. 160. 161. 162. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169. 170. 171. 172. 173. 174. 175. 176. 177. 178. 179. 180. 181. 182. 183. 184. 185. 186. 187. 188. 189. 190. 191. 192. 193. 194. 195. 196. 197. 198. 199. 200. 201. 202. 203. 204. 205. 206. 207. 208. 209. 210. 211. 212. 213. 214. 215. 216. 217. 218. 219. 220. 221. 222. 223. 224. 225. 226. 227. 228. 229. 230. 231. 232. 233. 234. 235. 236. 237. 238. 239. 240. 241. 242. 243. 244. 245. 246. 247. 248. 249. 250. 251. 252. 253. 254. 255. 256. 257. 258. 259. 260. 261. 262. 263. 264. 265. 266. 267. 268. 269. 270. 271. 272. 273. 274. 275. 276. 277. 278. 279. 280. 281. 282. 283. 284. 285. 286. 287. 288. 289. 290. 291. 292. 293. 294. 295. 296. 297. 298. 299. 300. 301. 302. 303. 304. 305. 306. 307. 308. 309. 310. 311. 312. 313. 314. 315. 316. 317. 318. 319. 320. 321. 322. 323. 324. 325. 326. 327. 328. 329. 330. 331. 332. 333. 334. 335. 336. 337. 338. 339. 340. 341. 342. 343. 344. 345. 346. 347. 348. 349. 350. 351. 352. 353. 354. 355. 356. 357. 358. 359. 360. 361. 362. 363. 364. 365. 366. 367. 368. 369. 370. 371. 372. 373. 374. 375. 376. 377. 378. 379. 380. 381. 382. 383. 384. 385. 386. 387. 388. 389. 390. 391. 392. 393. 394. 395. 396. 397. 398. 399. 400. 401. 402. 403. 404. 405. 406. 407. 408. 409. 410. 411. 412. 413. 414. 415. 416. 417. 418. 419. 420. 421. 422. 423. 424. 425. 426. 427. 428. 429. 430. 431. 432. 433. 434. 435. 436. 437. 438. 439. 440. 441. 442. 443. 444. 445. 446. 447. 448. 449. 450. 451. 452. 453. 454. 455. 456. 457. 458. 459. 460. 461. 462. 463. 464. 465. 466. 467. 468. 469. 470. 471. 472. 473. 474. 475. 476. 477. 478. 479. 480. 481. 482. 483. 484. 485. 486. 487. 488. 489. 490. 491. 492. 493. 494. 495. 496. 497. 498. 499. 500. 501. 502. 503. 504. 505. 506. 507. 508. 509. 510. 511. 512. 513. 514. 515. 516. 517. 518. 519. 520. 521. 522. 523. 524. 525. 526. 527. 528. 529. 530. 531. 532. 533. 534. 535. 536. 537. 538. 539. 540. 541. 542. 543. 544. 545. 546. 547. 548. 549. 550. 551. 552. 553. 554. 555. 556. 557. 558. 559. 560. 561. 562. 563. 564. 565. 566. 567. 568. 569. 570. 571. 572. 573. 574. 575. 576. 577. 578. 579. 580. 581. 582. 583. 584. 585. 586. 587. 588. 589. 590. 591. 592. 593. 594. 595. 596. 597. 598. 599. 600. 601. 602. 603. 604. 605. 606. 607. 608. 609. 610. 611. 612. 613. 614. 615. 616. 617. 618. 619. 620. 621. 622. 623. 624. 625. 626. 627. 628. 629. 630. 631. 632. 633. 634. 635. 636. 637. 638. 639. 640. 641. 642. 643. 644. 645. 646. 647. 648. 649. 650. 651. 652. 653. 654. 655. 656. 657. 658. 659. 660. 661. 662. 663. 664. 665. 666. 667. 668. 669. 670. 671. 672. 673. 674. 675. 676. 677. 678. 679. 680. 681. 682. 683. 684. 685. 686. 687. 688. 689. 690. 691. 692. 693. 694. 695. 696. 697. 698. 699. 700. 701. 702. 703. 704. 705. 706. 707. 708. 709. 710. 711. 712. 713. 714. 715. 716. 717. 718. 719. 720. 721. 722. 723. 724. 725. 726. 727. 728. 729. 730. 731. 732. 733. 734. 735. 736. 737. 738. 739. 740. 741. 742. 743. 744. 745. 746. 747. 748. 749. 750. 751. 752. 753. 754. 755. 756. 757. 758. 759. 760. 761. 762. 763. 764. 765. 766. 767. 768. 769. 770. 771. 772. 773. 774. 775. 776. 777. 778. 779. 780. 781. 782. 783. 784. 785. 786. 787. 788. 789. 790. 791. 792. 793. 794. 795. 796. 797. 798. 799. 800. 801. 802. 803. 804. 805. 806. 807. 808. 809. 810. 811. 812. 813. 814. 815. 816. 817. 818. 819. 820. 821. 822. 823. 824. 825. 826. 827. 828. 829. 830. 831. 832. 833. 834. 835. 836. 837. 838. 839. 840. 841. 842.~~

5, 2.

以上

いずれも適切に指摘できており、高い実力があると感じました。これからもこの

調子で勉強を進めていけば問題がないように思いました。

これからも頑張ってください。 中野